

第18回成田市農業委員会総会議事録

令和6年12月10日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和6年12月10日(火)
午後1時30分から午後3時02分

2. 開催場所 成田市役所 6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 19名

議長 諏訪 恵 昨

1番	木村 知子	10番	森川 光江
2番	大竹 卓	11番	矢崎 光二
3番	宮城 敏彦	12番	萩原 孝次
4番	田中 敏雄	13番	小川 美智子
5番	浅井 弘一	15番	宇井 甲司郎
6番	京相 稔	16番	泉水 厚子
7番	加藤 茂	17番	藤崎 明
8番	渡邊 義行	18番	坂田 一郎
9番	諏訪 和恵	19番	湯浅 恵介

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和6年度第11次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案(令和6年12月)について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 井上裕二

主幹兼農地係長 酒井宏幸

振興係長 鎌形清人

主査 青柳紀生

副主査 渡邊里美

8. 傍聴人

なし

○議長（諏訪会長） 本日の出席委員は、19名全員です。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、第18回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、11月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、19番 湯浅恵介委員、1番 木村知子委員の両名を指名いたします。また、書記に鎌形振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和6年度第11次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年12月）について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で16件の申請がございました。

①売買でございます。11件の申請がございました。

1番、名古屋にお住まいの譲受人が、はなのき台にお住まいの譲渡人が所有する、名古屋の畑1筆、507㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅から近く、耕作に便利のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「譲受人の要望による」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、譲受人である松崎の法人が、八代にお住まいの譲渡人が所有する、八代の田

1筆、1, 053㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、作業場より近い申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「耕作するのが困難であるため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

3番、奈土にお住まいの譲受人が、同じく奈土にお住まいの譲渡人が所有する、奈土の畑1筆、1, 707㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

4番、台方にお住まいの譲受人が、同じく台方にお住まいの譲渡人が所有する、台方の畑1筆、1, 490㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅から近く耕作に便利のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「耕作するのが困難であるため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

5番、多良貝にお住まいの譲受人が、所にお住まいの譲渡人が所有する、前林の畑1筆、7, 114㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で経営規模を縮小したいため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

6番、稻荷山にお住まいの譲受人が、国有財産である、稻荷山の畑1筆、304㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「賃貸借契約に基づき畑として利用していたが、今後も耕作するため、申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「譲受人の申請により、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

7番、江弁須にお住まいの譲受人が、同じく江弁須にお住まいの譲渡人が所有する、江弁須の畑1筆、396㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅から近く耕作に便利のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続したが耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料7ページに案内図がございます。

議案集 5 ページでございます。

8 番、下方にお住まいの譲受人が、台方にお住まいの譲渡人が所有する、台方の田 8 筆、合計 7, 6 2 7 m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業従事者の父の手伝いで農業に携わってきたが、今後は自分で農地を所有して、農業に従事したいため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で耕作するのが困難であるため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料 8 ページ及び 9 ページに案内図がございます。

9 番、台方にお住まいの譲受人が、同じく台方にお住まいの譲渡人が所有する、船形及び下方干拓の田 5 筆、合計 6, 2 6 1 m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業従事者の父の手伝いで農業に携わってきたが、今後は自分で農地を所有して、家族の協力を得て農業に従事したいため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で耕作するのが困難であるため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料 1 0 ページ及び 1 1 ページに案内図がございます。

1 0 番、下方にお住まいの譲受人が、台方にお住まいの譲渡人が所有する、五区の田 2 筆、合計 2, 0 5 8 m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「譲受人の要望による」というもので、総会資料 1 2 ページに案内図がございます。

議案集 6 ページでございます。

1 1 番、大竹にお住まいの譲受人が、富里市にお住まいの譲渡人が所有する、大竹の田 1 筆、1, 8 7 7 m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「申請地の周辺に耕作地があるため、作業効率を上げるために申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続したが耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料 1 3 ページに案内図がございます。

続きまして、②賃借権の設定でございます。5 件の申請がございました。

1 番から 5 番は、長沼にお住まいの同一の賃貸人であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

1 番は、長沼にお住まいの賃貸人に、長沼の畑 1 筆及び田 5 筆、合計 7, 4 3 8 m²に、2 番は、長沼にお住まいの賃貸人に、長沼の田 1 筆、4 2 0 m²に、3 番は、長沼にお住まいの賃貸人に、長沼の田 1 筆、1, 0 2 1 m²に、4 番は、長沼にお住まいの

賃借人に、長沼の田1筆、1,021㎡に、5番は、長沼にお住まいの賃借人に、長沼の田4筆、合計4,964㎡に賃借権を設定したいという申請でございます。

賃借人の事由は、「賃貸人の希望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、「耕作が困難なため、農地を貸し付けたい」というもので、総会資料14ページから18ページに案内図がございます。

以上で「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畑1筆を取得し、きゅうり、ナス、枝豆等を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の2番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は1名であり、議決権要件については、構成員である役員1名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は100%となり、総数の過半を満たしております。また、業務執行権要件は、構成員である役員1名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に

従事する日数が年間１５０日以上であり要件を満たしております。

許可基準第６号の「地域との調和要件」ですが、売買の２番は、田１筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の２番は、農地法第３条第２項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

続きまして、３条①売買の３番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第１号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第４号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間１５０日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第６号の「地域との調和要件」ですが、売買の３番は、畑１筆を取得し、落花生、ネギ、じゃがいもを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の３番は、農地法第３条第２項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、３条①売買の４番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第１号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第４号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間１５０日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第６号の「地域との調和要件」ですが、売買の４番は、畑１筆を取得し、ほうれん草を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の４番は、農地法第３条第２項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

続きまして、３条①売買の５番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第１号の「農地のすべてを効率的に利

用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、畑1筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

続きまして、3条①売買の6番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、現況：畑1筆を取得し、じゃがいも、ブロッコリー等を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の6番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の7番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の7番は、畑1筆を取得し、甘藷、じゃがいもを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の7番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の8番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の8番は、田8筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の8番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の9番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の9番は、田5筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の9番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の10番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の10番は、田2筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集

団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の10番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の11番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の11番は、田1筆を取得し水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の11番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 去る12月5日、午後1時から、成田市公設地方卸売市場会議室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。農業委員7名、農地利用最適化推進委員3名、合計10名の出席により、新規就農に係る面接の他、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第4条及び第5条の許可申請案件については、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は旧小御門小学校の北西、市道小御門線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。
続きまして、①売買の2番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の2番につきましては、申請地は八代多目的研修センターの北西、市道八代玉造線の東側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「申請者は以前に農地法3条で農地を取得し、すぐに農地転用を行った経緯があったと思うが、問題はないのか。また、今回もそのようなことはないか。」との質問があり、事務局からは、「今回の申請書を見る限り、田として水稻を耕作する予定で、自ら耕作する旨の確約書もいただいております。また、農地法3条で農地を取得した後の耕作すべき期間については緩和されてきているが、経緯については当時の担当者に確認をします。」との回答がありました。担当者に確認の結果、「4条の申請を提出するように何度か連絡をしていたが提出がなかった。」とのことでした。事務局として今回の申請にあたり、4条の申請を早急に提出する旨の誓約書を追加で提出いただきました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。
続きまして、①売買の3番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長 の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の3番につきましては、申請地は奈土公民館の北西、市道奈土柴田線の北側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。続きまして、①売買の4番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の4番につきましては、申請地は台方青年館の北西、市道下方酒々井線の西側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(泉水委員の挙手あり)

○議長 泉水委員

○泉水委員 この土地は、遊休農地としてコスモスの種を植えた土地でしょうか。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 コスモスの種を植えたのは、もう少し酒々井側になり、この土地ではありません。

○議長 その他質疑等ございますか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。続きまして、①売買の5番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の5番につきましては、申請地は前林第二中央公民館の南西、市道大堀山西ノ入線の北側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の５番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の５番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の５番は可決されました。続きまして、①売買の６番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長 の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条 ①売買の６番につきましては、申請地は青山新田コミュニティセンターの南東、市道地藏堂迫分線の西側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「これは県と国、どちらの土地なのか。」との質問があり、事務局からは、「こちらについては国有地です。国有地を借りて作物を作っていたが、今後は国有地を正式に取得して耕作を続けたいという理由から申請に至りました。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の６番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の６番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の６番は可決されました。続きまして、①売買の７番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長 の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条 ①売買の７番につきましては、申請地は赤坂消防署公津分署の西、市道飯田町宗吾線の北側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の７番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。続きまして、①売買の8番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長 の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の8番につきましては、申請地は井戸花集会所の北および橋賀台公園の西、市道船形台方線の西側および市道江川橋賀線の西側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の8番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の8番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の8番は可決されました。続きまして、①売買の9番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長 の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の9番につきましては、申請地はニュータウンスポーツ広場の北東および下方青年館の南西、市道台方1号線の北側および市道下方5号線の西側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の9番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(藤崎委員の挙手あり)

○議長 藤崎委員

○藤崎委員 許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」についてですが、農作業に従事する日数が年間150日未満でも、農作業に従事しているので許可が通ることでしたが、特に決まりはないのですか。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 基本的には従事日数を150日と設けていますが、作物によっては日数がかからないものがありますので、内容を確認した上で、150日未満でも許可しています。

○議長 その他ございませんか。
(矢崎委員の挙手あり)

○議長 矢崎委員

○矢崎委員 譲受人の理由が、8番と9番で似ていますが、農業従事者の父の手伝いとありますが、経営面積が「0」になっています。これは、どういう意味でしょうか。
(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 8番から説明させていただきます。8番の方は、お父様と別世帯であります。同住所のためお父様の経営面積が入っております。9番の方は、近くにご実家がありますが、同住所ではないため、お父様の経営面積が入らず「0」となっており、面接が必要となりました。

○矢崎委員 分かりました。ありがとうございました。

○議長 その他ございませんか。
(坂田委員の挙手あり)

○議長 坂田委員

○坂田委員 9番ですが、家族数が3名、従農者も3名ですが、ご本人と他2名はどのような関係の方ですか。
(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 記載のある家族は、ご本人と奥様、お子様ですが、別住所のご兄弟が2名いるということでしたので、合計5名になります。

○坂田委員 分かりました。

○議長 その他ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の9番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の9番は可決されました。続きまして、①売買の10番について小委員長より小委員会報告をお願いします。
(湯浅 小委員長 の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の10番につきましては、申請地はニュータウンスポーツ広場の南西、市道宗吾北須賀線の西側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の10番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の10番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の10番は可決されました。

続きまして、①売買の11番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長 の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の11番につきましては、申請地は下総松崎駅の東、市道松崎島合四斗蒔線の西側に隣接する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の11番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の11番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の11番は可決されました。

次に、②賃借権の設定の1番から5番につきましては、同一の賃貸人による申請であり、関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条②賃借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率

的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の1番は現況：田6筆を賃借し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、賃借人は認定農業者です。

続きまして、3条②賃借権の設定の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の2番は田1筆を賃借し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、賃借人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条②賃借権の設定の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の3番は田1筆を賃借し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、賃借人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条②賃借権の設定の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の4番は田1筆を賃借し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、賃借人は認定農業者です。

続きまして、3条②賃借権の設定の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の5番は田4筆を賃借し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、賃借人は認定農業者です。以上でございます。

○議長 続きまして、②賃借権の設定の1番から5番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長 の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ②賃借権の設定の1番から5番につきましては、申請地は、長沼保育園の北東及び南東、市道長沼4号線の南側及び北側、市道長沼2号線の東側、市道長沼5号線の南側、市道長沼1号線の南側、市道長沼8号線の東側、市道長沼宮ノ前線の南側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②賃借権の設定の1番から5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(矢崎委員の挙手あり)

○議長 矢崎委員

○矢崎委員 1、4、5番は認定農業者ということで、利用権を設定すれば助成金が出るはずですが、利用権を設定せずに3条の賃借権で取引をするのはどういう理由があるのでしょうか。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 中間管理を通して契約していました。理由は述べていただけないので分かりませんが、貸す側の強い希望で、あえて中間管理を解約し、3条で契約をしました。こちらは何度も説明はしましたが、ご本人の希望なので、このようになりました。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番から5番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、②賃借権の設定の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条、②賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、②賃借権の設定の2番について採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条、②賃借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、②賃借権の設定の3番について採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条、②賃借権の設定の3番は可決されました。

○議長 続きまして、②賃借権の設定の4番について採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条、②賃借権の設定の4番は可決されました。

続きまして、②賃借権の設定の5番について採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条、②賃借権の設定の5番は可決されました。

○議長 以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集8ページをお開き願います。

「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。1件の申請がございました。

1番、川上にお住まいの申請人が、川上の畑1筆、900㎡を「貸駐車場（普通3台）用地」として転用したいという申請でございます。総会資料19ページに案内図、20ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第4条の1番について審査いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

○青柳主査 農地法第4条の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、貸駐車場（普通3台）用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年1月10日着手、令和7年3月31日完了の予定です。計画面積の妥当性については、駐車場への転用は、普通車1台当たり25から30平方メートルという面積基準があります。進入路を除く有効面積の内、有効面積の内1台当たりの面積はおおむね面積基準以内で、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の

分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第2号 農地法第4条の1番につきましては、申請地は、成田市公設地方卸売市場の南東、市道夜番一畝田線の西側に隣接する農地で、現況は畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第4条の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第4条の1番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集9ページをお開き願います。

「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。全体で8件の申請がございました。

①売買でございます。2件の申請がございました。

1番と2番は、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

譲受人である浦安市の法人が、1番は、多古町及び並木町、並びに千葉市緑区にお住まいの譲渡人が所有する、多良貝の畑3筆、合計7,024.03㎡を、2番は、多良貝にお住まいの譲渡人が所有する、多良貝の畑1筆、1,484㎡を売買により取得し、「物流倉庫及び事務用地として転用したい」という申請でございます。資料につきましては、総会資料21ページに案内図、22ページに公図の写しがございます。

議案集10ページでございます。

②使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、多古町にお住まいの借受人が、同じく多古町にお住まいの貸付人が所有する、前林の畑1筆、544㎡に使用貸借権を設定し、「専用住宅用地として転用したい」という申請でございます。資料につきましては、総会資料23ページに案内図、24ページに公図の写しがございます。

③賃借権の設定でございます。5件の申請がございました。

1番、賃借人である千葉市美浜区の法人が、吉岡にお住まいの賃貸人が所有する、吉岡の畑1筆の一部、588㎡を借り受け、首都圏中央道路連絡自動車道事業に伴う工事用進入路用地として、令和8年3月31日まで、一時転用したいという申請でございます。総会資料25ページに案内図、26ページに公図の写しがございます。

続きまして、2番から5番は、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

賃借人である東京都千代田区の法人が、2番は、一坪田にお住まいの賃貸人が所有する、一坪田の畑2筆及び田2筆、合計4,596㎡を、3番は、一坪田にお住まいの賃貸人が所有する、一坪田の田5筆、合計1,137㎡を、4番は、吉岡にお住まいの賃貸人が所有する、一坪田の畑2筆、合計2,508㎡を、5番は、一坪田にお住まいの賃貸人が所有する、一坪田の田1筆の一部、428㎡を借り受け、土砂採取用地として、令和7年11月30日まで、一時転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料27ページに案内図、28ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条、①売買の1番及び2番につきましては、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地法第5条①売買の1番及び2番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和5年11月27日公告により除外済みです。除外後は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、流通業務施設で県道沿線の区域であるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、物流倉庫及び事務用地です。

資力及び信用については、残高証明書及び融資承諾書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和7年11月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましては、11月20日付けで開発行為許可申請書が提出されております。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、貯留槽にて調整後、隣接排水管を経て市道側溝へ接続放流する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番及び2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の1番及び2番につきましては、申請地は多良貝駐在所の東、県道成田小見川鹿島港線の南側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番及び2番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。それでは、①売買の1番について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、①売買の2番は可決されました。

次に、②使用貸借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地法5条②使用貸借権の設定の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年1月10日着手、令和7年8月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、申請面積544平方メートルの内、進入路を除く約410㎡の敷地に、建築面積約93平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水浸透枳を設置し敷地内処理する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は前林運動施設の南西、県道成田小見川鹿島港線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地法5条③賃借権の設定の1番です。農地の区分は、農用地区域内にあり農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、かつ、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う工事用進入路用地です。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年1月1日着手、令和8年3月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。また、農業用の排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は水ノ上共同利用施設の北西、市道水の上新田線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の2番から5番につきましては、同一事業者による同

一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地法5条③賃借権の設定の2番から5番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、かつ、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、砂利採取用地及び搬出路用地です。

資力及び信用については、残高証明書等が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

土地改良事業については、土地改良区として、差し支えない旨の意見書が添付されております。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和7年11月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、砂利採取法は、近日中に認可申請が受付される予定です。

森林法については、林地開発変更許可申請書が令和6年10月31日に受付されております。計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、事業は平成17年1月から許可を受けて行われている砂利採取区域を拡大するもので、浸透池を設置し、雨水による土砂の流出を防止する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の2番から5番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ③賃借権の設定の2番から5番につきまして、申請地は大栄B&G海洋センターの南西、市道滝ノ谷多良貝線の南側に位置する農

地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案4件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の2番から5番を一括して採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、③賃借権の設定の2番から5番の4件は可決されました。

○議長 以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、令和6年度 第11次 農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集13ページをお開き願います。

「議案第4号 令和6年度 第11次農用地利用集積計画の決定について」でございます。

成田市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、14ページに記載のとおり、「令和6年度 第11次農用地利用集積計画（案）について」の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、15ページ及び16ページの総括表によりご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、17ページから19ページをご覧ください。

それでは、議案集15ページをご覧ください。

1. 利用権設定、賃借権でございます。

契約期間3年のものが、田10筆3件、13,460㎡で、詳細は17ページの1番から3番でございます。

契約期間4年のものが、田1筆1件、1,262㎡で、詳細は17ページの4番でございます。

契約期間6年のものが、畑1筆1件、3,000㎡で、詳細は17ページの5番で
ございます。

内訳につきましては、すべて再設定でございます。

議案集16ページでございます。

2-1. 集積計画一括方式による利用権設定、使用貸借権でございます。

契約期間5年のものが、畑2筆1件、1,123㎡で、詳細は18ページの1番で
ございます。

続きまして、賃借権でございます。

契約期間5年のものが、田6筆1件、7,453㎡で、詳細は18ページの2番で
ございます。

契約期間10年のものが、田10筆3件、14,265㎡で、詳細は18ページの
3番から5番でございます。

内訳につきましては、新規設定が契約面積7,453㎡、田6筆1件、再設定が契
約面積15,388㎡、田10筆3件、14,265㎡、畑2筆1件、1,123㎡
でございます。

2-2. 集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集19ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のと
おりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、

2-1. 集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確
認くださいますようお願いいたします。

以上で「議案第4号 令和6年度 第11次農用地利用集積計画の決定について」の
説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第4号、令和6年度 第11次農用地利用集積計画の決定につ
きましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でござ
います。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、令和6年度 第11次農用地利
用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のと
おり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第４号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第５号、農用地 利用集積等 促進計画案(令和６年１２月)については、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、大竹委員は、議事に参与できませんので、暫時、退室願います。

(大竹 委員 退室)

○議長 それでは、議案第５号、農用地 利用集積等 促進計画案(令和６年１２月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集２０ページをお開き願います。

「議案第５号 農用地利用集積等促進計画案（令和６年１２月）について」でございます。成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、２１ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、２３ページ及び２４ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、２５ページから３５ページをご覧ください。

それでは、議案集２３ページをご覧ください。

１－１．促進計画一括方式による利用権設定、使用貸借権及び賃借権でございます。

契約面積合計が１９０，５９０㎡、田１０１筆２３件、畑４筆２件でございます。

詳細につきましては、議案集２５ページから２９ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

内訳につきましては、新規設定が契約面積３１，５２３㎡、田２６筆６件、３１，５２３㎡、再設定が契約面積１５９，０６７㎡、田７５筆１６件、１５４，１４３㎡、畑４筆２件、４，９２４㎡でございます。

１－２．促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集３０ページから３４ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、１－１．促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

続きまして、２．再配分の転貸でございます。

合計の契約面積は18,384㎡、田19筆4件で、詳細につきましては、議案集35ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年12月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（湯浅 小委員長の挙手あり）

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和6年12月）につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和6年12月）について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いします。

（大竹 委員 入室）

○議長 それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集36ページをお開き願います。

「報告第1号 専決処分について」でございます。

成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をしましたので、報告いたします。

議案集37ページでございます。

「①農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。9件の届出がございました。

この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集 45 ページでございます。

「②農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出」でございます。2 件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集 46 ページでございます。

「③農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出」でございます。2 件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集 47 ページでございます。

「④転用事実確認証明」でございます。5 条で 2 件の証明願がございました。

この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第 1 号 専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 報告第 1 号 専決処分につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第 1 号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集４８ページをご覧ください。

「報告第２号 農地法第１８条第６項の規定による通知について」でございます。
４件の通知がございました。

賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第２号 農地法第１８条第６項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（湯浅 小委員長の挙手あり）

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 報告第２号 農地法第１８条第６項の規定による通知につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（なしの声あり）

○議長 質問等が無いようですので、報告第２号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第３号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集５０ページをご覧ください。

「報告第３号 農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。１件の届出がございました。

①農地法施行規則第２９条第１号の規定による届出が１件ございました。これは、２a未満の農業用施設用地への転用になります。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第３号 農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（湯浅 小委員長の挙手あり）

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 報告第３号 農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集51ページをご覧ください。

「報告第4号 農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より3件、成田出張所より10件、②東京国税局の照会分として1件、合計14件の農地等の現況に関する照会がございました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第4号 農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 報告第4号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。これを持ちまして、第18回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時2分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年12月10日

議事録署名人
